

新しい創業支援策への期待

高 橋 徳 行
 (武蔵大学副学長)
 (経済学部教授)



改正産業競争力強化法が2018年7月9日に施行された。条文上の改正自体は、同法第126条の第1項に「創業に関する普及啓発を積極的に行い」という文言が入り、同条第2項の創業支援事業に「等」が追加され、創業支援「等」事業になっただけである。

条文上の改正自体は注意深く見ないと気が付かないようなものであるが、この改正はわが国の創業支援策に新たな1ページを開くものであり、大きな前進と言えるものである。

1999年に中小企業基本法が改正されるまでのわが国は、創業者といってもすでに事業を始めた人が対象であり、その中にたまたま創業間もない企業が混じっていた。唯一の例外は、日本政策金融公庫が、国民金融公庫（国民生活金融公庫の前身）時代から行っていた同公庫法に基づく創業者向け（適切な事業計画を持つ者）への融資だけであった。

1999年以降は創業準備者（創業準備段階で事業活動開始前）が政策対象に加わった。そのことによって、事業実績が1年以上必要であった信用保証協会への保証申請はこれから事業を始める人、つまり事業実績がゼロでも行えるようになった。日本政策金融公庫も国民金融公庫時代から起業家への融資を積極的に行ってきたとはいえ、さすがに無担保かつ無保証での創業資金の融資は実施していない。しかし、今は新創業融資制度によって無担保無保証で起業家に資金提供ができる。創業時に最も苦勞することの一つである資金調達環境は劇的に改善され、他にも各地にビジネスサポートセンターなどのワンストップで創業支援を行う施設が充実し、創業準備段階にある者が創業するための環境は劇的に改善された。

そして、今回の産業競争力強化法の改正によって創業無関心者（創業に関心がなく、準備段階でもない）も政策対象に加わった。産業競争力強化法の対象に普及啓蒙活動が含まれることに違和感を覚える人も多いと思われるが、その背景には従前の創業支援策だけでは、わが国の起業活動の活性化には限界があるという認識があった。

政府の成長戦略のKPI（重要業績評価指標）にも採用されているグローバル・アントレプレナーシップ・モニター（以下、GEM）によると、中小企業基本法が改正された後、わが国の起業活動水準は着実に上昇に転じている。2000年代前半は1~2%であったものが、リーマンショックが起きた2008年頃には5%台に達した。ところが、その後は、6%の壁を打ち破ることができずに、横ばい状態が続いている。

何故なのだろうか。その大きな理由は、起業したいと考える人たち、もしくは起業に関心のある層が1999年以降も増えていないからである。一国の起業活動水準は、起業に関心のある層の大きさとその層からの起業化率でほとんどが決まる。「ほとんど」と言ったのは、起業に関心のない層からもわずかであるが起業する人が存在するからである。しかし、起業に関心のな

い層が一国の起業活動水準に与える影響は全体の1-2割程度にとどまっているので、ここでは無視する。

そして、重要なことは、2000年代の起業活動水準の向上は、もっぱら、起業に関心のある層からの起業化率の上昇によるものであったということである。2001年から2008年にかけて5.4%から18.9%になったのである。ちなみに先進国全体では10%前後、米国でも12%前後であるから、これは1999年以降の創業準備者に対する政策の充実によるものと考えられる。

しかし、最近では15%前後で安定している。すでに先進国全体の水準を大きく上回っている今、起業に関心のある層からの起業化率上昇をこれ以上期待するのには無理があるというのが筆者の見解である。

そうすると、残された手段は、起業に関心のある層を増やすしかない。

現在、わが国の成人人口全体に占める起業に関心のある層の割合は先進国の中で異常に低い。2001年以降の最高値は28.2%、最低値は19.2%であり、先進国全体の最高値は65.2%、最低値は44.9%であるから、それぞれ半分以下の水準である。

仮に、起業に関心のある層が1割存在し、そこからの起業化率が20%とすれば、国全体に与える影響は2%である。しかし、起業に関心のある層が1割から2割に増えると、起業化率が20%のままでも、国全体に与える影響は4%になる。このように、起業に関心のある層を増やすことによって、国全体の起業活動水準を活発にすることができる。

このように考えると、今回の産業競争力強化法改正は、まさに起業に無関心な層を起業に関心のある層に変えることを目的としており、わが国の起業環境の特徴を十分に踏まえたものと評価できる。さらに、普及啓蒙活動までも視野に入れた産業政策という意味でも画期的である。具体的には地域創業機運醸成事業として、2019年度には新規予算として約4億円が計上され、認定を受けた市区町村の創業支援等事業計画を実行する形で進められる。わかりやすい例では、高校生を対象としてビジネスプランコンテストや起業家の講演会を開催するなどがここに含まれる。

最後に、今月号の特集でもある外国人について少し触れておきたい。一般に、移民などに代表される外国人は起業意欲が活発であり、またシリコンバレーに象徴されるように質的にも優れた起業家が多いと考えられている。

果たして本当にそうなのか。GEMもこの問題には強い関心があり、少し古いですが2012年に特別調査として20万ほどのサンプル調査を世界規模で実施した。66の国・地域で調査を行い、回答者の3%以上が移民であった31か国・地域についての結果は次のとおりである。

第1世代（本人が移民）の起業化率が国全体よりも高い国は22か国・地域（全体の71.0%）である。見方を変えると、約3割の国では移民の起業化率の方が国全体よりも低い。そして、その22か国・地域のうち第2世代（両親のいずれかまたは両方が移民）の起業化率が第1世代を上回ったのは7か国・地域にとどまり、残りの15か国・地域は第2世代になってやや元気がなくなっている。米国などは、第1世代の13.6%が第2世代になると8.8%まで低下し、国全体の水準も下回っている。

移民に関しては、この調査だけで結論を出すことはできないが、移民というだけで起業が活発になる保証はなく、外国人を含めて、国の風土や文化、そして経済環境に適した創業支援策を模索し、着実に実行していくことが基本である。その意味で今回の新しい創業支援策はわが国の現状を十分に踏まえたものと言うことができ、今後の展開に期待したい。